## 介護老人保健施設きなん苑個人情報保護運営要綱

(平成17年11月1日要綱第3号) 改正 平成25年11月1日要綱第16号 令和2年10月19日要綱第32号

(目的)

第1条 この要綱は、介護老人保健施設きなん苑(以下「きなん苑」という。)が取り扱う個人情報の適切な保護のための基本要綱である。

(対象)

第2条 この要綱は、きなん苑が保有する個人情報を対象とする。

(収集方法の原則)

第3条 個人情報の収集は、第6条において規定する収集目的を明確に定め、 その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(収集方法の制限)

第4条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(特定の個人情報の収集の禁止)

- 第5条 次の各号に規定する内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。ただし、第1号及び第2号に規定する事項については、疾病と関連する場合に限り、利用又は収集を行うことができる。
  - (1) 門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、犯罪歴、その他 社会的差別の原因となる事項
  - (2) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (3) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
  - (4)集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項

(個人情報を収集する目的)

第6条 利用者・関係者から個人情報を取得する目的は、利用者・関係者に対する医療・介護の提供、介護保険事務、施設運営に必要な事項等で利用することである。

(利用範囲の制限)

- 第7条 個人情報の利用は、原則として、収集目的の範囲内で具体的な業務に 応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。
- 2 きなん苑職員、委託職員及び関係者は、業務上知り得た個人情報の内容を みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務 に係る職を退いた後も、同様とする。
- 3 きなん苑職員においては、入職時に個人情報保護に関する誓約書(第1号 様式)を記入してきなん苑施設長へ提出するものとする。
- 4 きなん苑関係者においては、取引開始時に個人情報保護に関する誓約書 (第2号様式)を記入して、きなん苑施設長へ提出するものとする。

(利用目的の範囲)

第8条 利用目的の範囲は、通常の業務で想定される範囲とする。

(目的範囲外利用の措置)

第9条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、利用者・関係 者本人の同意を必要とする。

(個人情報の第三者への提供)

第10条 個人情報の第三者への提供は、個人情報同意書にて事前に本人又は 代理人の同意を必要とする。

(自己情報に関する権利)

- 第11条 きなん苑が保有している個人情報について、利用者から説明又は開示を求められた場合は、遅滞なくきなん苑が保有している利用者の療養情報を、希望する方法で説明し、又は開示しなければならない。
- 2 開示に関する詳細の規定は、介護老人保険施設さなん苑療養情報公開実施 要綱(平成25年紀南病院組合要綱第15号)に定める。

(個人情報管理責任者)

- 第12条 きなん苑は、個人情報管理責任者を置き、きなん苑施設長が個人情報管理責任者となる。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有 する責任者であって、別に定める業務を行わなければならない。

(個人情報管理責任者の業務)

- 第13条 個人情報管理者は、適切な個人情報の保護を維持するために、少な くとも年1回はこの本要綱を見直さなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、この要綱に基づき作成される文書(電磁的記録を 含む。)を管理しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、きなん苑職員等に対し、研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し、これを維持しなければならない。

(個人情報の正確性の確保)

- 第14条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ、必要な範囲内 において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。
- 2 利用者・関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利 用停止等の希望を受けた場合は、個人情報管理責任者は、速やかに処理しな ければならない。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第15条 個人情報管理責任者は、個人情報に関しての苦情及び相談を「きなん が相談室」で受け、この連絡先を利用者に告知しなければならない。

(個人情報保護検討委員会の設置)

第16条 施設長の諮問に応じ、個人情報保護について、審議するための個人情報保護検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員及び委員長等)

- 第17条 委員会の委員は、きなん苑職員のうち次の職にある者をもって構成する。
  - (1) 施設長
  - (2) 副施設長
  - (3) 看護師長
  - (4)支援相談員
- 2 委員会に委員長を置き、施設長がこれに当たる。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を 代理する。

(事務局)

第18条 委員会の事務局は、事務課に置き、個人情報保護等に関する事務を 処理する。

(罰則)

- 第19条 きなん苑は、この本要綱に違反した職員に対し、就業規則に基づき 懲戒を行うことがある。
- 2 懲戒の手続は職員就業規則に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めていない事項及び今後の個人情報保護については、 委員会において適宜見直していくものとする。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附則(平成25年11月1日要綱第16号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附則(令和2年10月19日要綱第32号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 第1号様式(第7条関係)

(職員用)

## 個人情報保護に関する誓約書

老人保健施設きなん苑 施設長

様

私は、当施設の従事者として、施設内の個人情報保護に関する諸規定を順守します。また、業務中に知り得た利用者及び施設関係者の個人情報、当施設及び取引業者の情報資産などを、在職中はもちろん退職後も第三者に故意または過失によって漏洩したり、施設に無断で使用したりしないこと、及びその結果として施設に損害をかけないことを誓約いたします。

		年	月	日		
<u>住</u>	所					
氏	名				(EII)	

第2号様式(第7条関係)

(取引業者用)

## 個人情報保護に関する誓約書

老人保健施設きなん苑 施設長 様

当社及び当社の従業者は、貴施設からの委託業務中に知り得た利用者及び施設関係者の個人情報、貴施設及び貴施設取引業者の情報などを、契約期間中はもちろん契約期間後及び当社職員の退職後も、第三者に故意または過失によって漏洩したり、貴施設に無断で使用したりいたしません。またその結果として貴施設に損害をおかけしません。当社は個人情報保護方針及び個人情報保護管理規程等を策定し、個人情報保護等に関して当社の従業者の教育を行います。以上の事項を厳守することを誓約いたします。

	年	月	目	
住 所	:			
<u>社 名</u>				
(代表者	·)			ŒD)